

最低制限価格制度実施要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第4条 略</p> <p>(委託業務に係る最低制限価格の設定方法)</p> <p>第5条 契約担当者は、委託業務に係る入札における最低制限価格については、予定価格に次項の規定により算出された割合を乗じて得た額を基準として定めるものとする。</p> <p>2 前項の割合は、<u>別表に掲げる区分に応じ別表に定める算出式</u>により得た額に100分の105を乗じて得た額を設計額で除して得た割合とする。</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">別表（第5条関係）を改正</p> <p>第6条～第7条 略</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;"><u>附 則</u></p> <p>1 <u>この要領は、平成22年8月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>改正後の別表の規定は、施行日以後に指名通知を行う委託業務に係る入札から適用し、同日前に指名通知を行った委託業務に係る入札の手続については、なお従前の例による。</u></p>	<p>第1条～第4条 略</p> <p>(委託業務に係る最低制限価格の設定方法)</p> <p>第5条 契約担当者は、委託業務に係る入札における最低制限価格については、予定価格に次項の規定により算出された割合を乗じて得た額を基準として定めるものとする。</p> <p>2 前項の割合は、<u>別表に掲げる区分に応じ別表に定める算出式</u>により得た額に100分の105を乗じて得た額を設計額で除して得た割合とする。</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">別表（第5条関係）を改正</p> <p>第6条～第7条 略</p>

別表（第5条関係）

区分		算出式
設計	土木	(直接人件費+直接経費+技術経費× <u>6/10</u> +諸経費× <u>6/10</u>)
	建築	(直接人件費+特別経費+技術等経費× <u>6/10</u> +諸経費× <u>6/10</u>)
測量 (用地測量を含む。)		(直接測量費+測量調査費+諸経費× <u>4/10</u>)
調査	地質調査	(直接調査費+間接調査費× <u>9/10</u> +解析等調査業務費× <u>7.5/10</u> +諸経費× <u>4/10</u>)
	補償調査	(直接人件費+直接経費+技術経費× <u>6/10</u> +諸経費× <u>6/10</u>)
	道路・河川 環境調査等	(直接人件費+直接経費+技術経費× <u>6/10</u> +諸経費× <u>6/10</u>)

別表（第5条関係）

区分		算出式
設計	土木	(直接人件費+直接経費+技術経費× <u>5/10</u> +諸経費× <u>5/10</u>)
	建築	(直接人件費+特別経費+技術等経費× <u>5/10</u> +諸経費× <u>5/10</u>)
測量 (用地測量を含む。)		(直接測量費+測量調査費+諸経費× <u>3/10</u>)
調査	地質調査	(直接調査費+間接調査費+解析等調査業務費× <u>7/10</u> +諸経費× <u>3/10</u>)
	補償調査	(直接人件費+直接経費+技術経費× <u>5/10</u> +諸経費× <u>5/10</u>)
	道路・河川 環境調査等	(直接人件費+直接経費+技術経費× <u>5/10</u> +諸経費× <u>5/10</u>)